

興行場を開設される方へ

大仙市内で興行場を新しく開業するためには、市役所に「営業許可申請書」を提出し、構造設備について基準に適合しているかどうかの検査を受け、「営業許可証」の交付を受けることが必要です。

▼ 開設手続きの流れ（開店日については余裕を持たせてください。）

手続きを始める前に

・構造設備基準がありますので、工事を着工する前に、設計図面等を持参のうえ、相談してください。

・申請には建築検査済証を添付してください。

※申請後に建築基準法（仙北地域振興局建築課）及び消防法（大曲消防署予防課）に適合しているかどうか市から各機関に意見書を申請しますので、関係法令に適合するよう他機関へ事前相談を行うようお願いいたします。

申請書提出

完成予定の2週間くらい前に、必要な書類（※下記）をそろえて、申請してください。この際に、現地調査にうかがう日時を決定します。

確認検査

営業者に立ち会って頂き、施設完成の確認検査をします。検査の際は、店内を営業時と同じ状態にしておいてください。（不適事項については改善し、再検査を受けることになります。）

許可証交付

施設基準に適合していることを確認後（検査の2～3日後）、営業許可証を交付します。（受領印をご持参ください。）

営業開始

※ 申請に必要な書類

1. 営業許可申請書（様式は市役所環境交通安全課にあります。）
2. 営業施設の構造・設備の内容を明らかにした配置図及び平面図（観覧室のいす等の配置及び喫煙所、売店、便所の位置を明示したもの）並びに観覧室の断面図
3. 機械換気設備、空気調和設備、照明設備及び給排水設備の配置及び系統を明示した図面
4. 営業施設の周囲おおむね400mの区域の見取図
5. 法人の場合は、定款または寄付行為の写し
6. 建築検査済証（新規営業の場合、建築事務所に申請。施設の増改築または名義変更等による新たな許可の場合、市から仙北地域振興局建築課に意見書を申請）
7. 手数料 17,300円（仮設・臨時 8,650円）

★ 申請書の内容に変更等が生じた場合は、届出が必要ですので、必ずご連絡下さい。
（住所・名称・営業者の変更、増改築、廃業等）

担当：大仙市役所市民部環境交通安全課 TEL 0187-63-1111(内線 229)